

議案第33号

長与町介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求
めることについて

上記議案を提出します。

令和2年6月2日

長与町長 吉 田 愼 一

提案理由

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成10年政令第413号）の一部を改正する政令等が、令和2年3月30日に公布され同年4月1日から施行されることに伴い、条例改正の必要が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和2年3月30日に専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるもの。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

長与町介護保険条例の一部を改正する条例

長与町介護保険条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「平成31年度及び平成32年度の」を削り、「24,300円」を「令和元年度にあつては24,300円とし、令和2年度にあつては19,500円」に改め、同条第6項中「平成31年度及び平成32年度」を削り、「37,200円」を「令和元年度にあつては37,200円とし、令和2年度にあつては32,400円」に改め、同条第7項中「平成31年度及び平成32年度」を削り、「46,900円」を「令和元年度にあつては46,900円とし、令和2年度にあつては45,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の長与町介護保険条例第14条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和2年3月30日

長与町長 吉 田 慎

